

【入札公告】

自動販売機の設置場所貸付に係る一般競争入札の実施

令和8年3月5日

秋田県立秋田技術専門校長 高野 博昭

次のとおり秋田県立秋田技術専門校に飲料水等自動販売機を設置する事業者を一般競争入札により決定するので、公告する。

1 入札に付する事項

(1) 飲料水等自動販売機の設置場所貸付

秋田県立秋田技術専門校 学生ホールB

(2) 設置場所、設置台数及び仕様等は「自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書」のとおり

2 契約条項を示す場所及び日時

秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」への掲載による

3 入札参加申込期間及び提出場所

(1) 提出期間

令和8年3月5日（木）から令和8年3月16日（月）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出場所

秋田市新屋町字砂奴寄4-53

秋田県立秋田技術専門校 総務チーム

4 入札執行の場所及び日時

(1) 日時

令和8年3月24日（火） 午前10時

(2) 場所

秋田市新屋町字砂奴寄4-53

秋田県立秋田技術専門校 1階 会議室

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくするこれらの業務を全て誠実に履行した実績を有していること。
- (6) 秋田県税を滞納していないこと。

6 入札保証金及び契約保証金
免除する

7 募集要項、入札参加申込書等
秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」への掲載による

8 問い合わせ先
秋田県立秋田技術専門校 総務チーム
秋田市新屋町字砂奴寄4-53
電話番号：018-895-7166
FAX番号：018-895-7061